平成２１年（フ）第４２３号
兵庫県川西市加茂２丁目10番６号、前住所兵庫県川西市南花屋敷３丁目４番20号　302
破産者　古谷　優佳
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘１丁目13番６号
破産者　小林水道設備こと　小林　一晶
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７２号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目150番地、開始決定時の住所兵庫県宝塚市宝松苑13番36―121号
破産者　山根　俊太
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１２号
兵庫県伊丹市千僧３丁目135番地アプローズコート301号、前住所兵庫県伊丹市池尻６丁目82番地の１パレ武庫川プルミエールⅢ519号
破産者　吉原　　悟
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２１号
宝塚市中山桜台２丁目29番13号、前住所兵庫県宝塚市中山桜台６丁目８番５号
破産者　伊藤　元雄
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３１号
兵庫県宝塚市仁川北３丁目12番10号、前住所兵庫県西宮市段上町６丁目３番21号
破産者　阪本　孝市
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１６６号
兵庫県伊丹市千僧４丁目237番地の10
破産者　大倉　和紀
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０９号
兵庫県伊丹市瑞穂町３丁目７番地瑞穂山大ハイツ202号
破産者　永田千穂美
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３０号
兵庫県川西市東畦野４丁目21番19号
破産者　芦田　正法
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１０８号
兵庫県尼崎市開明町１―23エメラルド神尼405号室、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市寺町23番地の７
破産者　森本　弘治
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５５号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目20番31号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市高田町２番40号
破産者　永井　亨典
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５６号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目20番31号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市高田町２番40号
破産者　永井　優子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目１番９号楠風203
破産者　高見　和邦
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２３号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目156番地、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目303番地１
破産者　岡前　幸一
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１００号
兵庫県姫路市広畑区才1052番地
破産者　益土木開発こと　苅田　欽也
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４１号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井336番地14
破産者　小副川　聰
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
熊本県宇城市不知火町高良2611番地
破産者　松﨑　洋子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４８７号
鹿児島県鹿児島市伊敷７丁目９番65号１Ｆ、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市郡元町25番10―505号
破産者　東　小百合
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係